

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月6日
【四半期会計期間】	第50期第2四半期(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)
【会社名】	株式会社ゼンリン
【英訳名】	ZENRIN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高山善司
【本店の所在の場所】	福岡県北九州市小倉北区室町一丁目1番1号
【電話番号】	093(592)9050(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 市川雅久
【最寄りの連絡場所】	福岡県北九州市小倉北区室町一丁目1番1号
【電話番号】	093(592)9050(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 市川雅久
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第49期 前第2四半期 連結累計期間	第50期 当第2四半期 連結累計期間	第49期 前第2四半期 連結会計期間	第50期 当第2四半期 連結会計期間	第49期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成20年 7月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高 (百万円)	23,244	23,589	12,594	13,377	49,936
経常利益 (百万円)	422	483	931	1,214	3,685
四半期(当期)純利益 (百万円)	549	126	941	739	2,044
純資産額 (百万円)	-	-	33,006	33,538	33,213
総資産額 (百万円)	-	-	48,449	47,765	48,574
1株当たり純資産額	-	-	878円48銭	882円40銭	891円03銭
1株当たり四半期 (当期)純利益	14円87銭	3円47銭	25円53銭	20円30銭	55円61銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	66.8	67.3	66.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	570	49	-	-	5,320
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	678	1,240	-	-	2,150
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	803	598	-	-	2,485
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	-	-	4,407	4,132	5,833
従業員数 (人)	-	-	3,003	3,015	2,948

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社12社（内、連結子会社10社）、関連会社1社で構成され、地図データベース及び一般印刷物の製造販売並びにこれらに附帯関連する事業を展開しております。

(1) 事業内容の重要な変更

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

(2) 主要な関係会社の異動

その他事業

当第2四半期連結会計期間において、(株)ゼンリンデータコム（連結子会社）が(株)ノッキングオンの発行済株式の全てを取得したことにより、同社を連結の範囲に含めております。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) (株)ノッキングオン	東京都港区	55	その他事業	100.0 (100.0)	-

(注) 1 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	3,015 [910]
---------	---------------

(注) 1 従業員数は就業人員（当社グループ（当社、連結子会社）からグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、正社員以外の雇用者数は[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2 正社員以外の雇用者には、準社員、嘱託契約の従業員、パートを含み、派遣社員は除いております。

(2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	2,057 [824]
---------	---------------

(注) 1 従業員数は就業人員であり、正社員以外の雇用者数は[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2 正社員以外の雇用者には、準社員、嘱託契約の従業員、パートを含み、派遣社員は除いております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループ（当社、連結子会社）の主力事業である地図データベース関連事業は、季節による需要の変動が大きく、第4四半期連結会計期間に売上高が集中する傾向にあります。

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	前年同四半期比（％）
地図データベース関連事業	11,063	4.0
一般印刷関連事業	1,009	13.0
その他事業	90	9.4
合計	12,163	4.7

（注）1 金額は販売価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループは主に見込み生産を行っております。一般印刷物や地図関連の受託案件等、一部には受注生産も行っておりますが、その多くが短期間で販売するものであることから、受注状況につきましては記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	前年同四半期比（％）
地図データベース関連事業	10,706	2.2
一般印刷関連事業	1,009	14.4
その他事業	1,661	252.5
合計	13,377	6.2

（注）1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前第2四半期連結会計期間	
	金額 （百万円）	総販売実績に 対する割合（％）
(株)ザナヴィ・インフォマティクス	1,330	10.6

なお、当第2四半期連結会計期間につきましては主要な取引先（総販売実績に対する割合が10%以上）に該当するものはありませんので記載を省略しております。

3 上表の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当第2四半期連結会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。なお、文中には将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループ（当社、連結子会社）の連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して作成しております。この連結財務諸表の作成にあたり、貸倒引当金、退職給付引当金、繰延税金資産の回収可能性の検討等には、過去の実績や合理的な見積りを勘案した判断を必要としております。決算日における収益及び費用並びに資産及び負債等の計上額にはこれらの見積り、将来の予測が含まれますが、実際の結果は、将来の不確定な要因により異なる可能性があります。

(2) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）におけるわが国経済は、経済対策などの効果により、個人消費には持ち直しの兆しも見えつつありますが、企業収益や設備投資には依然として先行きに不透明感があり、予断を許さない景況が続いております。

このような環境の中、当期間における当社の連結業績は、取引先へのデータの提供方法を変更したことによる、地図データベース関連事業の売上減少の影響はありましたが、その他事業の売上は新たに連結対象とした子会社の寄与によって堅調に推移いたしました結果、売上高は13,377百万円（前年同期比783百万円増加、6.2%増）となりました。

損益面では、増収や地図データベース整備費用の会計処理方法の変更などにより売上原価は増加いたしました。諸経費の削減等で吸収し、営業利益は1,296百万円（前年同期比483百万円増加、59.4%増）、経常利益は1,214百万円（前年同期比282百万円増加、30.3%増）となりました。

四半期純利益は、前期、特別利益に投資先の事業再編に伴う投資有価証券売却益を計上してありました影響により、739百万円（前年同期比202百万円減少、21.5%減）となりました。

事業の種類別セグメントの状況は、以下のとおりであります。

(地図データベース関連事業)

当社の主力事業であります地図データベース関連事業につきましては、エコカー減税などの追加経済対策の波及効果により、国内カーナビゲーション用データや携帯サービスなどのデータ配信売上は堅調に推移いたしました。海外カーナビゲーション用データの提供方法の変更による売上減少（ ）や、住宅地図帳の売上減少を補うには至らず、当事業の売上高は10,706百万円（前年同期比237百万円減少、2.2%減）となりました。

損益面では、地図データベース整備費用の会計処理方法を変更したことなどにより売上原価は増加いたしました。諸経費の削減等で吸収し、営業利益は1,170百万円（前年同期比459百万円増加、64.5%増）となりました。

() 当期より取引先への海外カーナビゲーション用データの提供方法を変更しております。

従来、海外カーナビゲーション用データは、当社が海外の地図供給会社から仕入れた地図データに各種コンテンツデータを加工し、取引先に提供しておりましたが、当期から取引先が直接地図データを仕入れた後、当社にてコンテンツデータ等の加工を行うよう変更いたしました。前年同期にはこの提供方法の変更等による影響額が売上原価に648百万円含まれておりますが、売上高も同時に減少いたしますことから、利益面での影響は軽微であります。

(一般印刷関連事業)

一般印刷関連事業の売上高は、受注が減少したことで1,009百万円（前年同期比169百万円減少、14.4%減）となり、減収に伴う外注費等の減少はありましたが、営業利益は5百万円（前年同期比12百万円減少、70.7%減）となりました。

(その他事業)

その他事業の売上高は、新たに連結対象とした子会社による企業向けノベルティ商品の売上や、モバイル向けアフィリエイトサービス（ウェブサイトやメールマガジンにおいて、成果報酬型広告を掲載するサービス）の売上などが加わったことにより、1,661百万円（前年同期比1,189百万円増加、252.5%増）となりましたが、利益率が低水準にとどまったことから営業利益は83百万円（前年同期比30百万円増加、57.5%増）となりました。

なお、当社グループの主力事業である地図データベース関連事業は、季節による需要の変動が大きく、第4四半期連結会計期間に売上高が集中する傾向にあります。

また、当第2四半期連結会計期間末の財政状態といたしましては、前四半期連結会計期間末と比べ、たな卸資産が214百万円減少したものの、受取手形及び売掛金が3,254百万円増加いたしました結果、総資産は47,765百万円（前四半期連結会計期間末比2,298百万円増加、5.1%増）となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、前四半期連結会計期間末に比べ183百万円減少し、4,132百万円（前年同期比275百万円減少）となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金収支は、税金等調整前四半期純利益1,222百万円等があったものの、売上債権の増加額3,093百万円があったことなどにより、支出した資金は785百万円（前年同期比656百万円減少）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は634百万円（前年同期比567百万円増加）であります。これは、有形及び無形固定資産の取得による支出492百万円があったことなどによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は1,272百万円（前年同期比1,637百万円増加）であります。これは、長期借入金の返済による支出476百万円等があったものの、短期借入金の純増額1,241百万円及び少数株主からの払込みによる収入729百万円があったことなどによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

また、当社取締役会は、特定株主グループの株券等保有比率を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの株券等保有比率が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所有価証券市場における買付、公開買付、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます、以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保し、又は向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行う必要があると考えております。

当社グループは、地図業界のリーディングカンパニーとして地図関連情報の提供を通じて、その活動の場を拡大してまいりましたが、情報化社会の発展により地図情報に求められる価値やニーズが大きく変化を続ける今、私たちは創業の原点に立ち返り、信頼される情報を提供し、社会に貢献する企業として成長し続けるために新たな経営理念を策定しました。

その経営理念とは、当社グループはインフォメーション・デザイナー（情報を創意工夫する人）として、あらゆる活動に役立つ情報を提供するために、「知・時空間情報の創造により人びとの生活に貢献する」を企業理念として掲げ、「質の高い情報を収集し、高い技術力で情報を正しく管理し、人々が満足する情報を提供する」ことを企業活動の基本方針として国内外において事業展開を図ってまいります。

経済環境は景気後退局面が続いており、当社グループの業績にも多大な影響を与えていますが、このような時期こそ、短期の結果のみに捉われず、長期的な成長に向けた事業構造改革の好機であると捉え、長期経営構想「ZGP2013」を策定し、平成21年3月2日に公表いたしました。

その基本構成は当社グループの現有資産を活用した新たな収益基盤の確立であり、新規事業の基盤構築に必要なリソースを創出するために、既存事業の構造改革を実施するとともに、事業環境に適応した事業展開のためグローバル事業を再検証することによって、新たな収益基盤を確立し、企業価値の拡大を目指してまいります。

当社グループは、創業以来培った技術やノウハウを活かして、このような理念に基づくコンテンツの充実や新たな事業領域開発に取り組み、会社と事業の変革を通じて市場の変化に対応しながら企業価値向上に努めると同時に、当社グループの地図関連情報は官公庁や公共的な企業においても活用されているという、高い公共性も自負しております。加えて、当社は地域社会への貢献も企業の重要な役割と考え、地域事業への出資やスポーツ・文化活動の支援等を通じてその役割に取り組んでおります。

当社の経営においては、上記のような事業環境や事業特性並びに顧客や従業員、取引先等のステークホルダーとの関係に対する理解が必要不可欠であり、また、十分な理解なくしては、当社の企業価値を適正に把握することは困難であると考えます。

基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、大規模買付者が従うべき大規模買付者による情報提供の手続等について定めたルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）と、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置から構成される施策（以下「本施策」といいます。）の要件及び内容を予め設定しております。

本施策においては、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主共同の利益のため、株主及び当社取締役会による判断のための情報提供と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与を要請しております。

また、大規模買付対抗措置として、当社取締役会が、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議するための要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値又は株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することとしております。

1) 大規模買付ルールの内容について

() 株主及び当社取締役会による判断のための情報提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な日本語による情報（以下「本情報」といいます。）を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

具体的には、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社本店所在地に対して当社代表取締役社長宛に、大規模買付者の名称、住所又は本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）をご提出いただきます。当社代表取締役社長は、かかる意向表明書受領後10営業日（初日不算入とし、期間においては以下同じ。）以内に、大規模買付者から当初提供いただく本情報のリストを当該大規模買付者に対して交付します。また、当社は、大規模買付者から意向表明書が当社に提出された場合及び大規模買付者からの本情報の提供が完了した場合には、それらの事実を公表いたします。

() 当社取締役会による検討・評価の期間の付与

大規模買付者には、当社取締役会に対する本情報の提供を完了した日から60日間（大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）（以下「取締役会評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、本情報の検討及び評価、大規模買付者との交渉及び協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主に対する代替提案の作成及び提示等を行う機会を与えていただくためです。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家等の助言を受けながら、提供された本情報の検討及び評価を行い、当該大規模買付行為又は当該大規模買付者の提案に係る経営方針等に関して、独立委員会の勧告を最大限尊重し、大規模買付対抗措置発動の是非について決議します。なお、当社取締役会は、大規模買付対抗措置を発動しないと判断した場合はその旨の決議を行うものとし、当社取締役会が大規模買付対抗措置を発動しない旨の決議を行った場合は、大規模買付者は当該決議の日から意向表明書に記載される範囲内で大規模買付行為を行うことができることとします。

() 独立委員会における検討及び勧告

当社取締役会は大規模買付ルールを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上5名以下とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社取締役会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役又は社外有識者の中から選任します。当社取締役会は、本情報並びに本情報の取締役会による評価及び分析結果を独立委員会に提供します。独立委員会は、取締役会の諮問に基づき、取締役会による評価、分析結果及び外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等を外部の第三者から自ら入手、検討して、取締役会に勧告を行います。

2) 大規模買付対抗措置について

() 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、一定の大規模買付対抗措置の発動の要件をみだす場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置の一つとして株主に対する無償割当の方法によって発行される新株予約権には、一定割合以上の株券等保有比率の特定株主グループに属さないことなどの行使条件及び当社が特定株主グループ以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項を付する場合があります。なお、当社取締役会は、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

() 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限るものとします。

(a) 大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、又はその他大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が当社取締役会の評価期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合は、当社取締役会は、相当な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

(b) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会が、意向表明書及び本情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、又は当社グループの経営方針等について当社取締役会としての代替的提案を提示することはあっても、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損すると独立委員会が判断し、大規模買付対抗措置を発動すべきとの勧告がなされたときは、原則として、当社取締役会は相当な大規模買付対抗措置の発動を決議するものとします。なお、独立委員会が上記判断のもと、大規模買付対抗措置を発動すべきとの勧告を行った場合でも、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと当社取締役会が判断した場合は、大規模買付対抗措置の発動を決議しない可能性があります。具体的には、次の各号のいずれかの類型に該当する場合には、当社グループの企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。

- (ア) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている場合
- (イ) 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている場合
- (ウ) 会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている場合
- (エ) 会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っている場合
- (オ) 当社株式の買い取り方法が、2段階目の株式買い取り条件を1段階目よりも不利に設定する2段階買い取り方式である場合等、事実上株主に当社株券等の売却を強要するおそれがある場合

- (カ) 大規模買付者による経営権取得及び経営権の取得後における当社の顧客、従業員その他の利害関係者の処遇方針等により、当社の株主はもとより、顧客、取引先、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値を著しく毀損する恐れがある、又は当社の企業価値の維持及び向上を妨げる重大な恐れがあると客観的、合理的な根拠をもって判断される場合
- (キ) 大規模買付行為における買付の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性、買付後における当社従業員、取引先、顧客その他利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社の企業価値の本質に鑑み、著しく不十分又は不適当な買付である場合
- () 大規模買付対抗措置の発動の手続
- 当社取締役会は、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、外部専門家等の助言も受けつつ、独立委員会の意見、勧告を最大限尊重し、以下の手順により大規模買付対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。この場合、当社は当該決議の概要を公表するものとします。
- (a) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合
- 当社取締役会は、原則として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しておらず、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の独立委員会による勧告がされた場合に、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないことが客観的に明白であり、独立委員会による勧告が行われた後に大規模買付対抗措置を発動することとすると当社又は当社株主に著しい不利益が生じる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告がなくても、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。
- (b) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合
- 当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、原則として、大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。ただし、独立委員会により、大規模買付行為が上記()、(b)ただし書き各号の要件を具備し、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の勧告がなされた場合、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。
- () 大規模買付対抗措置の停止等
- 当社取締役会が上記の手続に従って大規模買付対抗措置を発動した場合であっても、大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合、又は、大規模買付対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値及び株主共同利益の確保又は向上という観点から発動した大規模買付対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該大規模買付対抗措置の維持の是非について、上記状況に至った具体的事情を提示したうえで、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、改めて独立委員会に諮問します。そして、当社の企業価値及び株主共同利益の確保又は向上という観点から大規模買付対抗措置を維持することが相当でない判断に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、発動した大規模買付対抗措置を中止、撤回又は変更することができるものとします。
- また、当社取締役会は、一旦、新株予約権の無償割当の実施を決議した後に、独立委員会の勧告があった場合は、当該新株予約権の行使期間開始日の前日までの間は、（無償割当の効力発生前においては）新株予約権の無償割当を中止し、又は（無償割当の効力発生後においては）新株予約権を無償にて取得する旨の決議を行うことができるものとします。
- 3) 本施策の有効期間並びに廃止及び変更について
- 本施策の有効期間は、当社第48回定時株主総会における本施策の導入に関する議案（定款変更を含む。）の可決により効力を発生し、本総会終結後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。
- また、本施策の有効期間満了前であっても、企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を委任の趣旨に反しない範囲で当社取締役会において随時修正・見直し（本施策に関する法令・証券取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合を含む。）をすることができるものとし、また当社の株主総会で選任された取締役から構成される当社取締役会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されるものとします。当社は、本施策を廃止又は変更した場合は、速やかに当該事実を公表します。

4) 本施策が株主及び投資家に及ぼす影響について

() 大規模買付ルールの導入が株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、導入時において新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、株主及び投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、当社の株主をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能にするものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えます。

() 大規模買付対抗措置の発動が株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合に、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利又は経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。それ以外の株主の法的権利又は経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び証券取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割当てられますので、名義書換未了の株主には、当該基準日までに名義書換を完了していただく必要があります。また、新株予約権の行使に際しては、株主には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があり、かかる手続を行わない場合は、当該株主の株券等保有比率が希釈化することになります。

ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が新株予約権の発行要項に定められた場合において、当社が取得の手続をとったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります（なお、この場合、かかる株主には、別途、特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

なお、大規模買付対抗措置として新株予約権の無償割当を実施することを決議した場合であって、新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、上記2)。()において定められる手続により、当社取締役会が、新株予約権の無償割当を中止し、又は無償割当された新株予約権を無償で取得する場合には、結果として1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないため、新株予約権の無償割当の対象となる株主が確定した後売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

本取組みの詳細につきましては、当社ウェブサイト (<http://www.zenrin.co.jp/company/company08.html>) をご参照ください。

具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記取組みは、企業価値及び株主共同の利益を確保又は向上させる目的をもって導入されるものであり、基本方針に沿うものです。特に、大規模買付対抗措置の発動について、客観的かつ明確な要件及び手続を定めていること、当社取締役会の恣意性を排除するため独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重して最終決定を行うこととされていることなどにより、その公正性及び客観性が担保されており、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、104百万円であります。

なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 資本の財源及び資金の流動性

資金需要

当社グループの資金需要は、運転資金としては、各種地図データベースの構築のための調査業務費用などがあり、設備投資資金としては、主に各種データベース製作システムやソフトウェアプログラムなどへの投資があります。

財政政策

当社グループは、事業活動の維持拡大に必要な資金を確保するために内部資金の活用及び金融機関からの借入により資金調達を行っております。資金調達方法の決定にあたっては、金利コストの低減に努めるとともに、サーバーなどの設備投資にはファイナンス・リースも活用しております。当第2四半期連結会計期間末の短期借入金残高2,253百万円、長期借入金残高（一年内返済予定の額も含む）1,629百万円は、主に金融機関からの借入金であります。今後も安定した財務基盤を堅持しながらも、積極的な事業展開を進めるための柔軟な資金調達も検討してまいります。

当社グループは、当第2四半期連結会計期間におきましては一時的な売上債権の増加により支出に転じたものの、年間をとおした営業活動によるキャッシュ・フローにより得られる資金及び複数の金融機関に十分な未使用の借入枠を有しており、当社グループの成長を維持するための将来的に予想される運転資金及び設備投資資金を調達することが可能と考えております。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

「(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題」に記載の通り重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	134,000,000
第1種優先株式	67,000,000
計(注)	134,000,000

(注) 当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式134,000,000株、第1種優先株式67,000,000株であり、合計では201,000,000株となりますが、発行可能株式総数は、134,000,000株とする旨定款に規定しております。なお、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数との一致については、会社法上要求されておられません。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年11月6日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	38,200,910	38,200,910	東京証券取引所 市場第一部 福岡証券取引所	単元株式数は100株 であります。
計	38,200,910	38,200,910	-	-

(注) 当社定款に第1種優先株式を発行することができる旨規定しておりますが、この四半期報告書提出日現在、発行した第1種優先株式はありません。

なお、当社定款に規定している第1種優先株式の内容は次のとおりであります。

1 第1種優先配当等 (第12条の2)

- (1) 当社は、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に対して剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株式の株主(以下「第1種優先株主」という。)又は第1種優先株式の登録株式質権者(以下「第1種優先登録株式質権者」という。)に対し、当該配当に先立ち、第1種優先株式1株につき、当該配当において普通株式1株に対して交付する金銭の額又は金銭以外の財産の価額に、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める一定率(100パーセントを下限とし、125パーセントを上限とする。)を乗じた額又は価額(小数部分が生じる場合、当該小数部分については、第1種優先株式の発行に先立って取締役会が定める額とする。)の剰余金の配当(以下「第1種優先配当」という。)を行う。ただし、第1種優先配当の計算の結果、算出された額又は価額が当社定款第12条の2第2項に定める第1種無配時優先配当の額に満たない場合、第1種無配時優先配当をもって第1種優先配当とする。
- (2) 当社は、毎事業年度の末日、毎年9月30日その他の取締役会が定める日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当を行わないときは、当該株主名簿に記載又は記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める額の剰余金の配当(以下「第1種無配時優先配当」という。)を行う。
- (3) 第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の全部又は一部が行われなかったときは、当社は、その不足額を累積し、当社定款第12条の2第1項又は第2項に規定するときにおいて、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当に先立ち、累積した不足額の剰余金の配当(以下「第1種累積未払配当」という。)を行う。
- (4) 当社は、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当、第1種無配時優先配当及び第1種累積未払配当以外の剰余金の配当を行わない。

2 第1種優先株主に対する残余財産の分配 (第12条の3)

- (1) 当社の残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、当社定款第12条の2第3項に規定する不足額を支払う。
- (2) 当社は、当社定款第12条の3第1項に規定する場合には、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、当社定款第12条の3第1項の規定による支払いのほか、普通株主又は普通登録株式質権者に対して交付する残余財産の価額に相当する金銭を支払う。

3 議決権（第12条の4）

第1種優先株主は、全部の事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、過去2年間に於いて、法令及び本定款に従って第1種優先配当又は第1種無配時優先配当を行う旨の決議が行われなかったときは、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の支払いが行われるまでの間は、この限りでない。

4 種類株主総会（第12条の5）

- (1) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めある場合を除くほか、第1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- (2) 当社定款第14条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会に準用する。
- (3) 当社定款第15条、第16条、第18条及び第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。
- (4) 当社定款第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

5 普通株式を対価とする取得条項（第12条の6）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、当該項目に定める日（取締役会が、それ以前の日を定めたときは、その日）の到来をもって、その日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、当社はこれと引換えに、第1種優先株式1株につき当社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。
当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転（当社の単独による株式移転を除く。）に係る議案が全ての当事会社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認された場合
当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日の前日
当社が発行する株券を対象とする公開買付けが実施された結果、公開買付者の株券等所有割合が50パーセント超となった場合
当該株券等所有割合が記載された公開買付報告書が提出された日から90日目の日
なお、「公開買付け」とは金融商品取引法第27条の3第1項に定める公開買付けを、「株券等所有割合」とは金融商品取引法第27条の2第1項第1号に定める株券等所有割合を、「公開買付者」又は「公開買付報告書」とは金融商品取引法第2章の2第1節に定める公開買付者又は公開買付報告書をいう。
- (2) 当社は、第1種優先株式を上場している金融商品取引所が、当社の第1種優先株式を上場廃止とする旨の発表をした場合には、取締役会が定める日の到来をもって、その日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、当社はこれと引換えに、第1種優先株式1株につき当社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。

6 株式の分割、株式の併合等（第12条の7）

- (1) 当社は、株式の併合をするときは、普通株式及び第1種優先株式ごとに同時に同一割合とする。
- (2) 当社は、株式の分割又は株式無償割当てをするときは、以下のいずれかの方法によりする。
普通株式及び第1種優先株式の双方について、株式の分割を、同時に同一の割合とする。
普通株式又は第1種優先株式のいずれかについて株式の分割をし、株式の分割をしない種類の株式を有する株主又は登録株式質権者には株式の分割をする種類の株式を株式の分割と同時に同一の割合で割当てる株式無償割当てをする。
普通株主又は普通登録株式質権者には普通株式の株式無償割当てを、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者には第1種優先株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。
- (3) 当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、第1種優先株主には第1種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
- (4) 当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、第1種優先株主には第1種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
- (5) 当社は、新株予約権無償割当てをするときは、普通株主又は普通登録株式質権者には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者には第1種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。
- (6) 当社は、株式移転をするとき（他の株式会社と共同して株式移転をする場合を除く。）は、普通株主又は普通登録株式質権者には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者には第1種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する第1種優先株式と同種の株式を、それぞれ同一の割合で交付する。
- (7) 当社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式及び第1種優先株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合とする。
- (8) 当社定款第12条の7の規定は、現に第1種優先株式を発行している場合に限り適用される。

7 その他の事項（第12条の8）

当社は、当社定款第12条の2乃至7に定めるほか、第1種優先株式に関する事項について、これを第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日	-	38,200	-	6,557	-	13,111

(5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
有限会社サンワ	北九州市小倉北区下道津一丁目6番36号	3,514	9.19
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	2,848	7.45
株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号	1,800	4.71
大迫 久美子	福岡県古賀市	1,281	3.35
ゼンリン従業員持株会	北九州市小倉北区室町一丁目1番1号	1,248	3.26
ステートストリートバンク アンドトラストカンパニー	東京都中央区月島四丁目16番13号	1,106	2.89
オーエム04エスエスピークライア ントオムニバス	東京都中央区日本橋三丁目11番1号	1,060	2.77
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,041	2.72
大迫 キミ子	北九州市小倉北区	900	2.35
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	753	1.97
計	-	15,553	40.71

(注) 1 上記のほか、自己株式を1,786千株所有しております。

2 Platinum Investment Management Limitedから平成21年2月13日付で提出された大量保有報告書及び平成21年2月16日付で提出された訂正報告書により、平成21年2月5日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
Platinum Investment Management Limited	Level 8, 7 Macquarie Place, Sydney NSW 2000, Australia	1,931	5.06

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,786,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 36,267,800	362,678	-
単元未満株式	普通株式 146,310	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	38,200,910	-	-
総株主の議決権	-	362,678	-

(注)「完全議決権株式(その他)」欄には証券保管振替機構名義の株式が5,300株(議決権の数53個)含まれております。

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
(自己保有株式) 株式会社ゼンリン	北九州市小倉北区室町 一丁目1番1号	1,786,800	-	1,786,800	4.6
計	-	1,786,800	-	1,786,800	4.6

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,275	1,460	1,519	1,450	1,408	1,338
最低(円)	1,020	1,243	1,352	1,277	1,201	1,207

(注)最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については監査法人トーマツによる四半期レビューを受け、また、当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,147	3,847
受取手形及び売掛金	11,157	10,113
有価証券	51	2,051
たな卸資産	¹ 1,711	¹ 2,131
その他	2,879	2,738
貸倒引当金	51	48
流動資産合計	19,895	20,834
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	4,638	4,672
土地	8,348	8,326
その他(純額)	2,008	2,226
有形固定資産合計	² 14,995	² 15,226
無形固定資産		
のれん	812	-
ソフトウェア	5,472	5,296
その他	1,100	1,524
無形固定資産合計	7,385	6,820
投資その他の資産		
投資有価証券	2,286	2,284
その他	3,470	3,602
貸倒引当金	267	193
投資その他の資産合計	5,489	5,693
固定資産合計	27,870	27,740
資産合計	47,765	48,574

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,670	1,643
短期借入金	2,593	2,440
未払費用	2,661	2,991
未払法人税等	245	971
役員賞与引当金	28	55
その他	2,180	2,550
流動負債合計	9,380	10,653
固定負債		
長期借入金	1,289	1,459
退職給付引当金	1,820	1,878
役員退職慰労引当金	234	236
その他	1,500	1,132
固定負債合計	4,846	4,707
負債合計	14,227	15,360
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,557	6,557
資本剰余金	13,111	13,111
利益剰余金	16,137	16,557
自己株式	3,415	3,415
株主資本合計	32,390	32,811
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	145	200
為替換算調整勘定	113	163
評価・換算差額等合計	258	364
少数株主持分	1,406	767
純資産合計	33,538	33,213
負債純資産合計	47,765	48,574

(2)【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
売上高	23,244	23,589
売上原価	13,554	14,574
売上総利益	9,690	9,015
販売費及び一般管理費	1 9,480	1 8,467
営業利益	209	547
営業外収益		
受取利息	12	4
受取配当金	56	57
不動産賃貸料	80	76
その他	144	80
営業外収益合計	294	218
営業外費用		
支払利息	34	30
デリバティブ評価損	-	182
敷金契約解約損	22	-
その他	23	69
営業外費用合計	81	282
経常利益	422	483
特別利益		
持分変動利益	-	29
投資有価証券売却益	595	-
その他	0	1
特別利益合計	596	31
特別損失		
固定資産除売却損	32	14
投資有価証券評価損	-	88
その他	4	4
特別損失合計	36	107
税金等調整前四半期純利益	982	407
法人税、住民税及び事業税	394	273
法人税等調整額	109	57
法人税等合計	503	331
少数株主損失()	70	50
四半期純利益	549	126

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
売上高	12,594	13,377
売上原価	7,123	7,673
売上総利益	5,470	5,703
販売費及び一般管理費	1 4,657	1 4,407
営業利益	813	1,296
営業外収益		
受取利息	6	2
受取配当金	5	5
不動産賃貸料	40	37
為替差益	39	-
その他	59	47
営業外収益合計	150	92
営業外費用		
支払利息	16	14
デリバティブ評価損	-	117
敷金契約解約損	8	-
その他	6	41
営業外費用合計	31	174
経常利益	931	1,214
特別利益		
持分変動利益	-	29
投資有価証券売却益	595	-
その他	0	1
特別利益合計	595	31
特別損失		
固定資産除売却損	15	13
投資有価証券評価損	-	7
その他	3	2
特別損失合計	19	23
税金等調整前四半期純利益	1,508	1,222
法人税、住民税及び事業税	183	126
法人税等調整額	337	430
法人税等合計	520	557
少数株主利益又は少数株主損失()	46	73
四半期純利益	941	739

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	982	407
減価償却費	1,735	1,715
のれん償却額	-	84
役員賞与引当金の増減額(は減少)	116	26
退職給付引当金の増減額(は減少)	117	57
投資有価証券評価損益(は益)	-	88
デリバティブ評価損益(は益)	-	182
受取利息及び受取配当金	69	61
支払利息	34	30
固定資産除売却損益(は益)	32	13
投資有価証券売却損益(は益)	595	-
持分変動損益(は益)	-	29
売上債権の増減額(は増加)	2,243	811
たな卸資産の増減額(は増加)	23	593
仕入債務の増減額(は減少)	643	248
未払費用の増減額(は減少)	35	343
未払消費税等の増減額(は減少)	297	154
その他	584	392
小計	2,545	989
利息及び配当金の受取額	68	61
利息の支払額	35	28
法人税等の支払額	2,008	972
営業活動によるキャッシュ・フロー	570	49
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	1,191	1,199
投資有価証券の取得による支出	100	-
投資有価証券の売却による収入	601	102
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	163
その他	11	20
投資活動によるキャッシュ・フロー	678	1,240
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	648	401
長期借入金の返済による支出	375	807
リース債務の返済による支出	346	365
少数株主からの払込みによる収入	-	729
自己株式の取得による支出	244	-
配当金の支払額	463	545
少数株主への配当金の支払額	23	9
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	803	598
現金及び現金同等物に係る換算差額	26	23
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	938	1,765
現金及び現金同等物の期首残高	5,346	5,833
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	63
現金及び現金同等物の四半期末残高	4,407	4,132

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>第1四半期連結会計期間において、吸収分割に伴い(株)ゼンリンプロモの発行済株式の過半数を取得したことにより、同社を連結の範囲に含めております。</p> <p>なお、(株)ゼンリンプロモは、(株)ゼンリンデータコム(連結子会社)のセールスプロモーション事業を(株)ポーフォード・ジャパンに継承し、同社を商号変更したものであります。</p> <p>また、当第2四半期連結会計期間において、(株)ゼンリンデータコムが(株)ノッキングオンの発行済株式の全てを取得したことにより、同社を連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 10社</p>
2 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(地図データベース整備費用の会計処理方法の変更)</p> <p>当社は、従来、地図データベース整備費用(地図データベースをメンテナンスするための調査費、外注加工費及び経費ほか)については、製造費用として仕掛品、製品及び売上原価に配賦しておりましたが、第1四半期連結会計期間より、期間費用として売上原価に計上する方法に変更いたしました。</p> <p>これは、地図データベースに基づく当社の主要品目が、従来の住宅地図帳などの物品販売から、年々、カーナビゲーション用データや携帯サービスなどに移行しつつあることを踏まえ、物品販売を前提とした従来の処理よりも、データ配信サービスなどの売上を前提とした期間費用処理が実態により合致していると判断したためであります。</p> <p>この結果、従来の方法に比べ、当第2四半期連結累計期間の売上原価は336百万円増加し、売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は同額減少しております。</p> <p>これによるセグメント情報に与える影響は(セグメント情報)「事業の種類別セグメント情報」(注)2に記載しております。</p>

【表示方法の変更】

当第2四半期連結累計期間
(自平成21年4月1日
至平成21年9月30日)

(四半期連結損益計算書関係)

1 「敷金契約解約損」

前第2四半期連結累計期間において、区分掲記していた「敷金契約解約損」につきましては、営業外費用の総額の100分の20以下となったため、当第2四半期連結累計期間より営業外費用の「その他」に含めて表示することといたしました。

なお、当第2四半期連結累計期間における「敷金契約解約損」は11百万円であります。

2 「投資有価証券売却益」

前第2四半期連結累計期間において、区分掲記していた「投資有価証券売却益」につきましては、特別利益の総額の100分の20以下となったため、当第2四半期連結累計期間より特別利益の「その他」に含めて表示することといたしました。

なお、当第2四半期連結累計期間における「投資有価証券売却益」は0百万円であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 「のれん償却額」

前第2四半期連結累計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示していた「のれん償却額」につきましては、金額の重要性が増したため、当第2四半期連結累計期間より区分掲記することといたしました。

なお、前第2四半期連結累計期間における「のれん償却額」は13百万円であります。

2 「投資有価証券売却損益(は益)」

前第2四半期連結累計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローに区分掲記していた「投資有価証券売却損益(は益)」につきましては、金額の重要性がないため、当第2四半期連結累計期間より「その他」に含めて表示することといたしました。

なお、当第2四半期連結累計期間における「投資有価証券売却損益(は益)」は0百万円であります。

3 「投資有価証券の取得による支出」

前第2四半期連結累計期間において、投資活動によるキャッシュ・フローに区分掲記していた「投資有価証券の取得による支出」につきましては、金額の重要性がないため、当第2四半期連結累計期間より「その他」に含めて表示することといたしました。

なお、当第2四半期連結累計期間における「投資有価証券の取得による支出」は0百万円であります。

4 「自己株式の取得による支出」

前第2四半期連結累計期間において、財務活動によるキャッシュ・フローに区分掲記していた「自己株式の取得による支出」につきましては、金額的重要性がないため、当第2四半期連結累計期間より「その他」に含めて表示することといたしました。

なお、当第2四半期連結累計期間における「自己株式の取得による支出」は0百万円であります。

当第2四半期連結会計期間
(自平成21年7月1日
至平成21年9月30日)

(四半期連結貸借対照表関係)

「のれん」

前第2四半期連結会計期間において、無形固定資産の「その他」に含めて表示していた「のれん」につきましては、資産の総額の100分の1を超えたため、当第2四半期連結会計期間では区分掲記することといたしました。

なお、前第2四半期連結会計期間における「のれん」は106百万円であります。

(四半期連結損益計算書関係)

1 「敷金契約解約損」

前第2四半期連結会計期間において、区分掲記していた「敷金契約解約損」につきましては、営業外費用の総額の100分の20以下となったため、当第2四半期連結会計期間より営業外費用の「その他」に含めて表示することといたしました。

なお、当第2四半期連結会計期間における「敷金契約解約損」は3百万円であります。

2 「投資有価証券売却益」

前第2四半期連結会計期間において、区分掲記していた「投資有価証券売却益」につきましては、特別利益の総額の100分の20以下となったため、当第2四半期連結会計期間より特別利益の「その他」に含めて表示することといたしました。

なお、当第2四半期連結会計期間における「投資有価証券売却益」は0百万円であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。 商品及び製品 1,157百万円 仕掛品 508百万円 原材料及び貯蔵品 45百万円 なお、たな卸資産(製品)より直接控除している 単行本在庫調整引当金は779百万円であります。	1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。 商品及び製品 1,715百万円 仕掛品 374百万円 原材料及び貯蔵品 41百万円 なお、たな卸資産(製品)より直接控除している 単行本在庫調整引当金は668百万円であります。
2 有形固定資産の減価償却累計額 10,255百万円	2 有形固定資産の減価償却累計額 9,722百万円

(四半期連結損益計算書関係)

(1) 第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1 販売費及び一般管理費の主要な内訳は次のとおり であります。 人件費 5,455百万円 役員賞与引当金繰入額 38 退職給付引当金繰入額 123 貸倒引当金繰入額 13 その他 3,849 計 9,480百万円	1 販売費及び一般管理費の主要な内訳は次のとおり であります。 人件費 5,087百万円 役員賞与引当金繰入額 28 退職給付引当金繰入額 124 貸倒引当金繰入額 75 のれん償却額 84 その他 3,067 計 8,467百万円
2 当社グループの売上高は、季節的変動が著しく、第 4四半期連結会計期間に売上が集中する傾向に あります。	2 同左

(2) 第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1 販売費及び一般管理費の主要な内訳は次のとおり であります。 人件費 2,683百万円 役員賞与引当金繰入額 13 退職給付引当金繰入額 62 貸倒引当金繰入額 30 その他 1,867 計 4,657百万円	1 販売費及び一般管理費の主要な内訳は次のとおり であります。 人件費 2,651百万円 役員賞与引当金繰入額 15 退職給付引当金繰入額 62 貸倒引当金繰入額 72 のれん償却額 47 その他 1,558 計 4,407百万円
2 当社グループの売上高は、季節的変動が著しく、第 4四半期連結会計期間に売上が集中する傾向に あります。	2 同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間末 残高と当第2四半期連結貸借対照表に掲記されて いる科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在)	現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間末 残高と当第2四半期連結貸借対照表に掲記されて いる科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在)
現金及び預金勘定	現金及び預金勘定
3,124百万円	4,147百万円
預入期間が3ヶ月を超える定 期預金	預入期間が3ヶ月を超える定 期預金
17	14
取得日から3ヶ月以内に満期 日の到来する譲渡性預金(有 価証券勘定に含む)	現金及び現金同等物
1,300	4,132百万円
現金及び現金同等物	
4,407百万円	

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 38,200千株
2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 1,786千株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月19日 定時株主総会	普通株式	546	15.0	平成21年 3月31日	平成21年 6月22日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年10月30日 取締役会	普通株式	491	13.5	平成21年 9月30日	平成21年 12月2日	利益剰余金

4. 株主資本の金額の著しい変動

当第2四半期連結累計期間における剰余金の配当については、「3. 配当に関する事項」に記載しております。なお、この他に該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	地図データ ベース 関連事業 (百万円)	一般印刷 関連事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	10,943	1,179	471	12,594	-	12,594
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	113	6	119	(119)	-
計	10,943	1,293	477	12,713	(119)	12,594
営業利益(は損失)	711	18	53	782	30	813

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	地図データ ベース 関連事業 (百万円)	一般印刷 関連事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	10,706	1,009	1,661	13,377	-	13,377
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	21	148	11	181	(181)	-
計	10,727	1,158	1,672	13,558	(181)	13,377
営業利益(は損失)	1,170	5	83	1,259	36	1,296

前第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	地図データ ベース 関連事業 (百万円)	一般印刷 関連事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	20,012	2,403	828	23,244	-	23,244
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	201	12	213	(213)	-
計	20,012	2,604	840	23,457	(213)	23,244
営業利益(は損失)	72	39	39	150	59	209

当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

	地図データ ベース 関連事業 (百万円)	一般印刷 関連事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	18,968	1,996	2,625	23,589	-	23,589
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	21	210	19	251	(251)	-
計	18,989	2,206	2,645	23,841	(251)	23,589
営業利益(は損失)	481	45	38	474	73	547

(注) 1 事業区分の方法及び各事業に属する主要な製品の名称

(1) 事業区分の方法.....内部管理上採用している区分によっております。

(2) 各事業に属する主要な製品の名称

地図データベース関連事業...住宅地図帳、応用地図、住宅地図データベース、カーナビゲーションデータ

一般印刷関連事業.....一般印刷物

その他事業.....CAD受託処理、仕入商品、インターネットを中心とした広告代理事業

2 地図データベース整備費用の会計処理方法の変更(当第2四半期連結累計期間)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より地図データベース整備費用については、期間費用として売上原価に計上する方法に変更しております。この結果、従来の方法に比べ、当第2四半期連結累計期間の地図データベース関連事業における営業利益は336百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)並びに前第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が、90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)並びに前第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 882円40銭	1株当たり純資産額 891円03銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	33,538	33,213
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	1,406	767
(うち少数株主持分)	(1,406)	(767)
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計 年度末)の純資産額(百万円)	32,131	32,446
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連 結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の 数(千株)	36,414	36,414

2. 1株当たり四半期純利益

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益 14円87銭	1株当たり四半期純利益 3円47銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
四半期純利益(百万円)	549	126
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	549	126
普通株式の期中平均株式数(千株)	36,924	36,414

前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益 25円53銭	1株当たり四半期純利益 20円30銭

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
四半期純利益(百万円)	941	739
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	941	739
普通株式の期中平均株式数(千株)	36,884	36,414

- (重要な後発事象)
該当事項はありません。

2【その他】

平成21年10月30日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (1) 中間配当による配当金の総額.....491百万円
- (2) 1株当たりの金額.....13円50銭
- (3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成21年12月2日

(注) 平成21年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月5日

株式会社ゼンリン
取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松尾政治

指定社員
業務執行社員 公認会計士 竹之内高司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゼンリンの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゼンリン及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月2日

株式会社ゼンリン
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松尾 政治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹之内 高 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゼンリンの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゼンリン及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は従来、地図データベース整備費用については、製造費用として仕掛品、製品及び売上原価に配賦していたが、第1四半期連結会計期間より、期間費用として売上原価に計上する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。